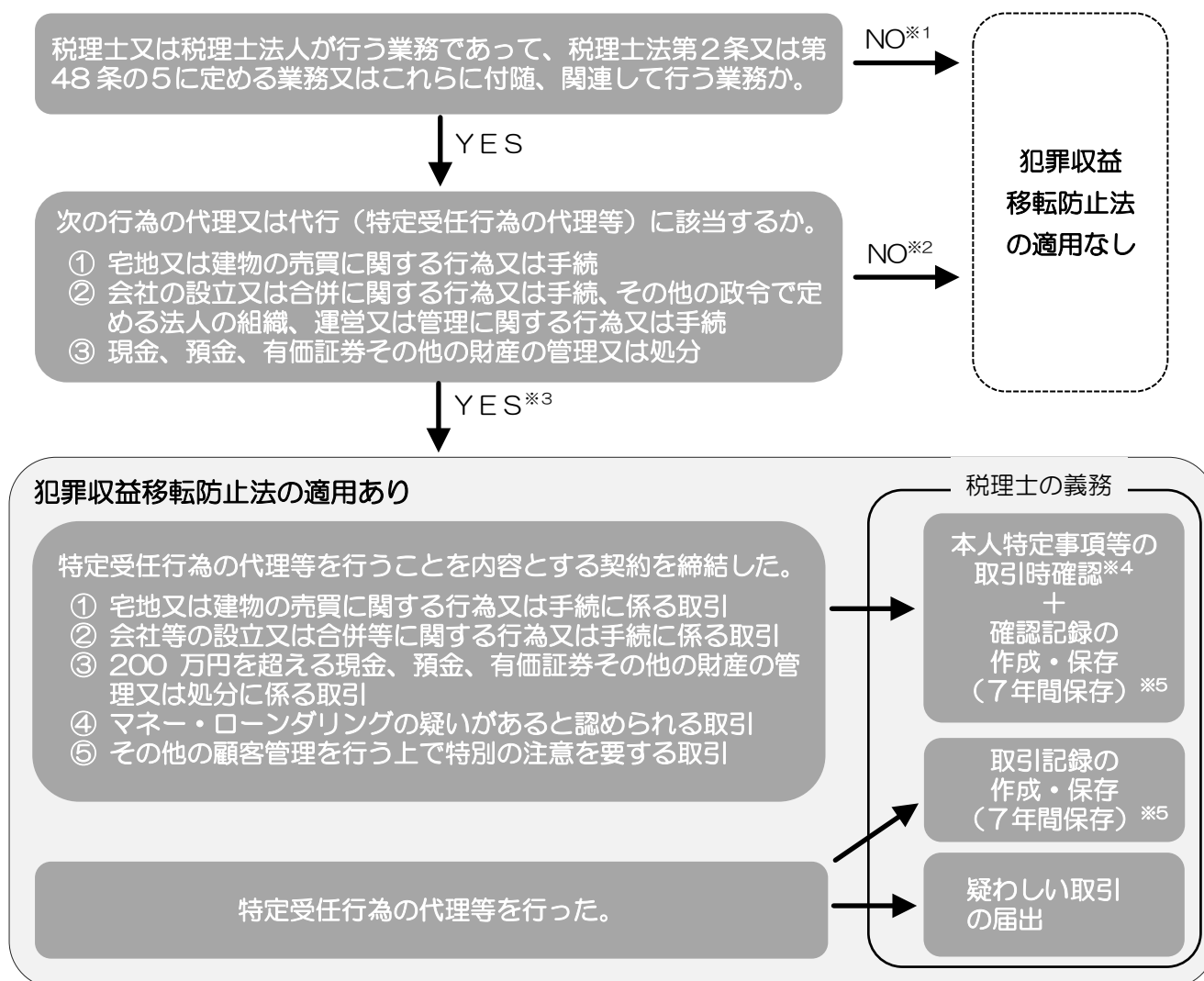


犯罪収益移転防止法における税理士の責務

○ 犯罪収益移転防止法により、税理士等には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出の義務が課せられています。

○ 犯罪収益移転防止法の適用関係は以下のとおりです。



※1 ○ 税理士の立場と関係なく、私的に行う業務（例：自身が居住するマンションの管理組合が有する現金の管理）
○ 税理士業務の顧客ではない者のために行う業務（例：親族の相続財産の管理）

※2 ○ 政省令により除外されている業務
イ）租税の納付についての代理・代行、ロ）成年後見人としての業務
ハ）財産の管理又は処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
○ 特定受任行為の代理等に該当しない業務の例
イ）顧客の代理又は代行ではない業務（例：税務相談のみを行う場合）
ロ）法人の機関として行う業務（例：会計参与、取締役、監査役等として行う業務）

※3 ○ 特定受任行為の代理等に該当する業務の例
イ）顧客に代理して行う不動産の売買、ロ）会社の合併比率算定書の作成、ハ）顧客の相続財産の管理

※4 取引時の確認事項

自然人：本人特定事項（①氏名、②住居、③生年月日）、取引を行う目的、職業

法人：本人特定事項（①名称、②所在地）、取引を行う目的、事業内容、実質的支配者

※上記のほか、ハイリスク取引で200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況

※5 記録を作成するための様式【ヒナ型】は、日本税理士会連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載